

令和3年第3回臨時会

西川町議会会議録

令和3年 11月 30日 開会
令和3年 11月 30日 閉会

西川町議会

令和3年西川町議会第3回臨時会会議録目次

| | |
|---|---|
| ○議事日程 | 1 |
| ○出席議員 | 2 |
| ○欠席議員 | 2 |
| ○説明のため出席した者 | 2 |
| ○事務局職員出席者 | 2 |
| ○開会の宣告 | 3 |
| ○開議の宣告 | 3 |
| ○会議録署名議員の指名 | 3 |
| ○会期の決定 | 3 |
| ○町長あいさつ | 3 |
| ○議案の上程 | 4 |
| ○提案理由の説明 | 4 |
| ○議案の審議・採決 | 5 |
| 議第51号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について | 5 |
| ○閉議・閉会の宣告 | 8 |
| ○署名議員 | 9 |

令和3年西川町議会第3回臨時会

議事日程(第1号)

令和3年 11月 30日(火) 午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案の上程

議第 51号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 議案の審議・採決

議第 51号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(閉 会)

出席議員（9名）

| | | | | | |
|-----|------|----|----|-------|----|
| 1番 | 荒木俊夫 | 議員 | 2番 | 佐藤仁 | 議員 |
| 3番 | 佐藤光康 | 議員 | 4番 | 菅野邦比克 | 議員 |
| 5番 | 大泉奈美 | 議員 | 7番 | 佐藤耕二 | 議員 |
| 8番 | 佐藤幸吉 | 議員 | 9番 | 伊藤哲治 | 議員 |
| 10番 | 古澤俊一 | 議員 | | | |

欠席議員

なし

説明のため出席した者

| | | | | | |
|-----------------------------------|------|---|--------|------|---|
| 町長 | 小川一博 | 君 | 副町長 | 高橋勇吉 | 君 |
| 教育長 | 前田雅孝 | 君 | 総務課長 | 佐藤俊彦 | 君 |
| 政策推進課長 | 荒木真也 | 君 | 健康福祉課長 | 飯野勇 | 君 |
| 産業振興課長 兼 農委事務局長 | 工藤信彦 | 君 | 商工観光課長 | 土田浩行 | 君 |
| 建設水道課長 | 眞壁正弘 | 君 | 病院事務長 | 松田憲州 | 君 |
| 学校教育課長 | 安達晴美 | 君 | 生涯学習課長 | 奥山純二 | 君 |
| 会計管理者 兼 出納室長 兼 町民税務課長 | 土田伸 | 君 | | | |
| 監査委員 | 高橋將 | 君 | | | |

事務局職員出席者

| | | | | | |
|--------|------|---|------|------|---|
| 議会事務局長 | 白田真也 | 君 | 議事係長 | 鬼越晃一 | 君 |
| 書記 | 柴田歆那 | 君 | | | |

〔開会時刻 午前 9時30分〕

◎開会の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより、令和3年西川町議会第3回臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○古澤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、2番 佐藤仁議員、3番 佐藤光康議員を指名します。

◎会期の決定

○古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

◎町長あいさつ

○古澤議長 日程第3、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

小川町長。

[小川一博町長 登壇]

○小川町長 おはようございます。

本日、令和3年第3回臨時会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

明後日、12月2日に第4回定例会を招集いたしておりますが、山形県人事委員会から山形県職員の期末手当の引き下げが勧告されたことを受けまして、今月中に本町の一般職の職員の期末手当の支給について規定しております「西川町一般職の職員の給与に関する条例」の改正の必要性が生じてまいりましたので、本日臨時会を招集いたしましたところであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、臨時会のご挨拶といたします。よろしくお願いたします。

○古澤議長 以上で、町長あいさつは終わりました。

◎議案の上程

○古澤議長 日程第4、議案の上程を行います。

議第51号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上、1議案を上程します。

◎提案理由の説明

○古澤議長 日程第5、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

[小川一博町長 登壇]

○小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議第51号につきましては、西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例の制定についてであります。

山形県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の期末手当の改正を行うため、提案するものであります。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案の審議・採決

○古澤議長 日程第 6、議案の審議・採決を行います。

議第 51 号西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔佐藤俊彦総務課長 登壇〕

○佐藤総務課長 議第 51 号、西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書並びに新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

この条例は、令和 3 年 10 月 7 日の山形県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の期末手当を、0.1 カ月分引き下げたものであります。なお、県では昨日、11 月 29 日に県議会臨時会を招集し、勧告どおり実施するための条例改正を行っております。

始めに条例の内容についてであります。新旧対照表の 1 ページをご覧ください。

見出しが期末手当となっている第 25 条につきましては、期末手当について、第 2 項の改正は 12 月に支給する場合に乘じる率を、現行の 100 分の 125 から 100 分の 115 に改めるものであります。

第 3 項の改正は、第 2 項の改正に伴い、再任用職員の期末手当の支給に関する規定の整備を図るものであります。議案書をご覧ください。ただ今申し上げましたのが、第 1 条でありまして、附則のとおり、交付の日から施行するものであります。

再び新旧対照表の 2 ページをご覧ください。第 1 条で改正する期末手当を支給する場合に乘ずる率について、第 2 項の改正では 100 分の 115 を 100 分の 120 に改めるもので

あります。

第3項の改正では再任用職員の期末手当の支給に関する規定の整備を図るものであります。議案書をご覧ください。ただ今申し上げましたのが、第2条でありまして、附則、但し書きのとおり令和4年4月1日から施行し、6月期、及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ100分の120とし、支給月数の平準化を図るものであります。

次に、一般職の職員に対し、6月及び12月に支給いたしております期末手当及び勤勉手当、いわゆるボーナスの改正後、令和4年度の年間の支給月数についてであります。期末手当については、6月期及び12月期共に、それぞれ100分の120で、年間100分の240、2.4カ月分、勤勉手当については、6月期及び12月期共にそれぞれ100分の92.5で、年間100分の185、1.85カ月分、合わせて4.25カ月分であります。

次に、議会議員並びに町長、副町長及び教育長の常勤の特別職の期末手当についてであります。期末手当については、西川町特別職の職員の給与に関する条例において規定されており、6月期及び12月期の期末手当の額については原則給料月額に100分の40以下の割合を乗じて得た額に、100分の160を乗じて得た額とされております。従いまして、この12月に支給いたします期末手当については、一般職の職員と同様、0.1カ月分の引下げに相当する割合が給料月額に乗じることになり、条例を改正する必要はありません。なお特別職の職員には、勤勉手当の規定はございません。

次に、期末手当の引き下げに伴う、人権費の削減額についてであります。期末手当を0.1カ月分引き下げることに伴い、特別職及び一般職の職員を合わせて約563万円の削減になると試算いたしております。

最後になりますが、国家公務員の人事院勧告、期末手当の0.15か月分の引き下げの取扱いについてであります。

取扱いについては、11月24日の閣議で勧告どおり引き下げることを決定し、新聞等では給与法改正案の審議は12月6日召集予定の臨時国会か来年の通常国会となる見通しで、来年夏の支給の際、冬の方も含めて差し引く方針との報道がなされておるようであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、荒木俊夫議員。

○荒木議員 今の説明で、特別職の分も引き下げるということでありましたが、総務省の通知と異なり、県の人事委員会に沿って行く、ここの取扱い。国のほうでは給与が今下がっている、引き下げについては来年度行うということでありましたが、この取扱いの、県に順じて行った経緯と今回は給与そのものについては動きがないということでありましたが、もしラスパイレス指数が分かれば教えていただきたいと思います。以上 2 点です。

○古澤議長 答弁は、佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。1 点目のいわゆる本町において、今の給与の勧告制度、人事院勧告と県の人事委員会の勧告と二通りあるわけでありまして、本町では山形県の人事委員会の勧告に基づいて、いわゆる県の給与の規定等に基づいて職員の給与の規定を定めておるのが現状でございます。

いろいろ、これまでの経過はございますが、端的に申し上げますと全国を網羅しておる国家公務員、一方では山形県内の、いわゆる民間事業所との給与の実態なりに基づきながら給与を定めておる山形県の給与、そういったものを考えたときに、身近な山形県の職員の給与に基づいて本町の職員の給与も定めながら支給するのが妥当ではないかという考えに基づいて、山形県の職員の給与に基づきながら給与体系を検討し、給与の改定等については山形県の人事委員会の勧告に基づきながら、議会のご審議をいただいて改定を行っている状況でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

2 点目のラスパイレスの指数ということですが、いわゆる本町の職員の給与の実情が国家公務員の給与の実情に対する比率ということですが、現在のところでは 99%強と理解しておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。以上です。

○古澤議長 1 番、荒木俊夫議員。

○荒木議員 はい、ありがとうございます。国の国家公務員よりも県の人事委員会のほうが、より身近な物価、賃金を反映しているということなので、それについては理解いたします。ただ、全てが県の職員と手当が同じではないので、違っているところもありますから、その辺については良く見ていただいて、職員にも対応していただければと思います。以上です。

○古澤議長 他、ございませんか。

[発言する者なし]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第 51 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議・閉会の宣告

○古澤議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は、すべて終了しました。

会議を閉じ、令和 3 年西川町議会第 3 回臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

[閉会時刻 午前 9 時 4 5 分]

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員